

認 定 証



東京都中央区京橋一丁目2番5号  
日本遊技機工業組合  
代表理事 筒井 公久 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）  
第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第6項の変更の認定を受けた者で  
あることを証する。

令和2年10月16日

環境大臣

小泉進次郎



記

1. 認定の年月日 平成21年12月9日
2. 認定番号 第175号
3. 産業廃棄物の種類

日本遊技機工業組合の組合員が製造したぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、アレンジ  
ボール遊技機、じゃん球遊技機その他の遊技機が産業廃棄物となったもの

4. 処理を行う区域

全国